

契約締結時に交付する書面

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 4 の規定によりお客様にお渡しする書面です。)

商号 ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社

住所 〒108-0073 東京都港区三田 2-11-15 三田川崎ビル 4F

電話番号 03-4577-6777 (代表)

金融商品取引業者 当社は、投資助言業を行う金融商品取引業者です。

登録番号 関東財務局長 (金商) 第 258 号

I 投資顧問契約の内容

① 投資顧問契約は、有価証券等の価値等の分析に基づく投資判断をお客様に助言する契約です。

② 当社の助言に基づいて、お客様が投資を行った成果は、すべてお客様に帰属します。当社の助言は、お客様を拘束するものではなく、有価証券等の売買を強制するものではありません。売買の結果、お客様に損害が発生することがあっても、当社はこれを賠償する責任は負いません。

1 提供する投資助言の内容および方法

当社は、投資顧問契約に基づき、お客様に対し、FX取引(外国為替証拠金取引)にかかる為替の価格変動の予測や売買タイミングを含む投資情報を電子メールにて配信します。

(目安：週 1 回以上)

2 分析者
古庄秀俊
古月嵐

3 助言者
古庄秀俊
古月嵐

4 報酬等

この投資顧問契約によりお客様が当社に支払う報酬、契約期間等は以下に定める通りとします。

① 契約期間

契約期間は 4 週間とします。

お客様が投資助言サービスの申込み及び報酬の支払いを完了し、当社から契約完了のメー

ルを受領した日の翌週から4週間とします。※お客様が当社に対して次回契約期間に対応する報酬を支払うことにより契約は継続します。

② 報酬額

投資顧問契約によりお客様が当社に対して支払う報酬の額は、2,000円(税込)/4週間とします。なお、消費税率の引き上げ等により利用料金にかかる税金等の金額が変更される場合は、別段の手続を行わなくとも変更後の税金等が賦課されるものとします。

③ 報酬の支払時期

お客様は、投資助言サービスの申込み後速やかに報酬を支払うものとします。

④ 報酬の支払方法

報酬は、お客様が当社指定の振込先口座に報酬額を振込むことで支払われるものとします。

⑤ その他の費用

電子メールの受信等に必要なインターネット通信の回線費用やプロバイダ料金、銀行振込時の振込手数料等は、お客様負担とします。

5 クーリング・オフの適用

この投資顧問契約は、クーリング・オフの対象になります。具体的な取り扱いは、次の通りです。なお、本項目中の「書面」には、WEB ページからのオンライン申請や電子メール等の電磁的方法を含むものとします。

(1) クーリング・オフ期間内の契約の解除

お客様は、契約締結時の書面を受領した日から起算して10日間を経過するまでの間、書面による意思表示で投資顧問契約の解除を行うことができます。契約の解除日は、お客様がその書面を発した日となります。契約の解除に伴う報酬は、投資顧問契約に基づく助言を行っている・いないにかかわらず、発生致しません。契約解除に伴う損害賠償、違約金はいただきません。

(2) クーリング・オフ期間経過後の契約の解除

クーリング・オフ期間経過後は、書面による意思表示で、契約を解除することができます。お客様の意思表示が当社に到達した時点をもって当社の投資助言業務(電子メールの配信等)を停止します。お客様が当社に対して次回契約期間に対応する報酬を支払うことにより契約は継続します。なお、契約解除に伴う損害賠償、違約金の請求は行わず、報酬費の日割計算・返還も行いません。

※お客様が希望した場合、契約期間満了日まで、投資助言業務(電子メールの配

信等) を継続して行うものとします。ご希望の方は、別途ご連絡下さい。
※お客様からの契約解除の意思表示が当社に到達した日が属する契約期間にかかる報酬は、投資助言業務(電子メールの配信等)の継続の有無にかかわらず発生します。

6 当社への連絡方法

以下の電話番号、電子メールアドレスにご連絡下さい。

【連絡先】

- ・電話番号：0120-445-435 (フリーダイヤル)

【受付時間】

平日(祝日も含む) 8:00~20:00

(土日・年末年始を除く)

- ・Eメールアドレス：support@fxtrade.co.jp
- ・ホームページ：<https://www.fxtrade.co.jp>

II 禁止事項

当社は、当社が行う投資助言業務に関して、次のことが法律で禁止されています。

1. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客を相手方としてまたは当該顧客のために一定の金融商品取引業(金融商品取引法第2条第8項第1号から第4号までに掲げる行為)を行うこと。
2. 金融商品取引業者等が、いかなる名目によるかを問わず、その行う投資助言業務に関して、顧客から金銭若しくは有価証券の預託を受け、または当該金融商品取引業者等と密接な関係を有する者に顧客の金銭若しくは有価証券を預託されること。
3. 金融商品取引業者等が、その行う投資助言業務に関して、顧客に対し金銭若しくは有価証券を貸付け、または顧客への第三者による金銭若しくは有価証券の貸付けにつき、媒介、取次ぎ若しくは代理を行うこと。

※当社は金融商品取引業等に関する内閣府令第95条第2項各号の規定により、上記1.及び3.の禁止の適用を受けません。